

東京共同電子申請・届出サービスのご案内

今年度の健康食品取扱事業者講習会への参加申込は、東京共同電子申請・届出サービスにより申請してください。

【注意】パソコンから申請してください。

※携帯電話、スマートフォン等からは申請できません。

※あらかじめ、「東京共同電子申請・届出サービス」のドメイン (@elg-front.jp) から送付されるメールを受信できるようにしておいてください。

<申請手順>

1 以下の URL (東京都ホームページ「健康食品ナビ」) より東京共同電子申請・届出サービスを開く。

http://www.tokyo-eiken.go.jp/kj_shoku/kenkounavi/koushukai21pr/

2 必要事項を入力し、申請をする。

- ・当該サービスのホームページ内から「健康食品取扱事業者講習会」を検索し、申請を行う。
- ・申請後に発行される到達番号及び問合せ番号は、後日手続きを確認するときに必要となるため印刷する等して記録してください。

※締切間近は混雑が予想され、期限内に受付できない可能性があります。時間に余裕をもって手続きをしてください。

※申請受付期間：令和3年10月1日（金曜日）から令和3年11月19日（金曜日）まで



<電子納付の手順>

1 都から申請者へ電子メール（件名：【聴講料のご案内】令和3年度健康食品取扱事業者講習会（Web動画配信）の聴講料支払いについて）を送付します。案内に従い、聴講料をお支払い下さい。

- ・当該サービスの「申請状況照会」から「手数料情報」をクリックし、Pay-easy（ペイジー）による支払いに必要な番号等※を確認し、記録してください。

※「支払いに必要な番号等」は収納機関番号、納付番号、確認番号、納付区分です。

- ・金融機関のペイジー対応 ATM、インターネットバンキングで支払いが可能です。
- ・Pay-easy（ペイジー）を利用した電子納付の具体的な方法は、下記 URL を参考にしてください。

<https://www.pay-easy.jp/>

【ご注意】

- ・Pay-easy（ペイジー）を利用した電子納付では、領収書が発行されません。
- ・通帳や取引明細照会、利用明細票（レシート）にて、取引の明細を確認してください。
- ・申請に不備があった場合は再申請をお願いする場合があります。
- ・支払可能な金融機関は、上記 URL からご確認下さい。

※納付期限：令和3年11月30日（火曜日）

（裏面へ続く）

2 聴講料の支払い確認完了後、都から申請者へ電子メール（件名：【申請完了通知】令和3年度健康食品取扱事業者講習会（Web 動画配信）の申請完了について）を送付します。
案内に従い、動画をご確認下さい。

以上で電子申請及び電子納付に係る手続きは完了です。

受講後は、今後のよりよい運営のために電子アンケートへのご協力をよろしくお願いいたします。

<標準途中>



<標準の付録事項>